2026年10月27日から28日まで、HPに掲載されていた「第22期　分配金の税務上の取扱いに関するご説明」に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

修正箇所は以下の通りです（**太文字下線部分**）。

P.3

＜誤＞

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11第3項）

- 今回のその他の利益超過分配金では、みなし配当額は「0円」、払戻等割合は「0.004」となります。
- 税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部（1,000分の**1**相当分）の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。

＜正＞

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11第3項）

- 今回のその他の利益超過分配金では、みなし配当額は「0円」、払戻等割合は「0.004」となります。
- 税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部（1,000分の**4**相当分）の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。

P.5

＜誤＞

(4) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

＜正＞

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）